

## 「こども性暴力防止法に係る犯罪事実確認等支援業務」に係る企画提案書評価表

### 【評価の方法等】

※1 必須点:1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」とする。

※2 加算点: 基礎点以外の項目は評価内容に応じて、加点対象となる。

※3 集計方法: 企画提案書評価委員会の委員毎が評価した得点を平均(小数点第2位未満を切り捨て)して行う。

### 【評価項目等】

評価項目	評価内容	得点分配	採点欄	
			必須点	加算点
<b>1. 必須点項目</b>		0	—	
1 調達の背景及び目的、公正性及び中立性	本調達の背景及び目的を十分に理解し、かつ公正性及び中立性を担保した上で、その実施にあたっての理念、方針等が示されているか。  〈評価の観点〉 ・仕様書の各種事項について、全て提案されているか。 ・本調達への適切な理解及び方針等が示されているか。	5 / 0	—	
2 履行方法の整合性、現実性	本調達の履行方法について、仕様書と整合しており、かつ現実的な提案となっているか。  〈評価の観点〉 ・仕様書の各種事項において求めている最低限の要求水準を満たしているか。 ・履行方法は現実的であり、履行の確実性を伴っているか。	5 / 0	—	
3 履行体制	本調達を履行するにあたり、必要な体制が提案されているか。  〈評価の観点〉 ・仕様書において求めている履行体制を満たしているか。 ・提案内容を履行するために必要な知見、資格等を有する者を配置することとなっているか。 ・情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を配置しているか。	5 / 0	—	
4 受託者が満たすべき要件及び能力	本調達を履行するにあたり、仕様書第3で規定する、受託事業者に求める要件及び能力を満たしているか。  〈評価の観点〉 ・組織的なセキュリティ対策など、仕様書において求めている要件及び能力を満たしているか。	5 / 0	—	
<b>2. 加算点項目</b>		—	0	
1 現状や法制度等の理解の的確性	本事業で受託事業者に求められる役割やこども性暴力防止法に対する的確な理解があり、調達目的の実現に資するか。	10 / 5 / 3 / 0	—	
2 作業スケジュール・体制	仕様書に記載している作業期限や仕様書に基づき想定される作業スケジュールを充足し、不測の事態が発生しても遅滞することなく履行される提案や体制構築がなされているか。	10 / 5 / 3 / 0	—	
3 改ざん防止措置の有効性	仕様書に記載している犯罪事実確認書の台紙等の作製に係る改ざんを防止するための措置について、有効な提案がなされているか。	20 / 10 / 5 / 0	—	
4 提案内容の有効性	本調達の性質を踏まえた上で、提案された内容が具体的であり、かつ高い効果を発揮するものであるか。	10 / 5 / 3 / 0	—	
5 提案内容の実現性	本調達の性質を踏まえた上で、提案された内容の実現性が高いか。	10 / 5 / 3 / 0	—	
6 類似事業の実績	過去3年以内に政府または地方自治体において、秘匿性の高い情報を取り扱い、極めて高いセキュリティ対策を求められる業務を内容とする事業を実施した実績があるか。	10 / 5 / 3 / 0	—	

		以下のいずれかに該当する場合、最も配点が高い区分の点数を「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」として加点する。 ※プラチナえるぼしとプラチナくるみんの認定を受けている場合、プラチナえるぼしの点数を採用。	5/4/3/2/1	—	
7 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし(5点) 3段階目(認定基準5つ全て○)(4点)	—	—	—
		2段階目(認定基準5つのうち3~4つ○)(3点)	—	—	—
		1段階目(認定基準5つのうち1~2つ○)(2点)	—	—	—
		行動計画(1点)	—	—	—
		プラチナくるみん(5点) くるみん(R7.4.1以降の基準)(4点)	—	—	—
	・次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(H29.4.1~R7.3.31の基準)(3点)	—	—	—
		トライくるみん(3点)	—	—	—
		くるみん(H29.3までの基準)(2点)	—	—	—
		行動計画(R7.4.1以降の基準)(1点)	—	—	—
	・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	ユースエール認定(4点)	—	—	—
8 賃上げの実施を表明した企業等	以下のいずれかに該当する場合、「賃上げの実施を表明した企業等」として加点する。(5点) ・大企業の場合 事業年度(若しくは暦年)において、対前年度比(若しくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 ※別紙1の1「従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)」を提出すること。 ・中小企業等の場合 事業年度(若しくは暦年)において、対前年度比(若しくは対前年比)で給与総額1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 ※別紙1の2「従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)」を提出すること。				5 —
合計(1+2)					0